

新型インフルエンザの ワクチン接種が始まります



今後、国内でも大規模な流行の可能性が危惧されている新型インフルエンザ。その新型インフルエンザに対するワクチンの接種が始まります。ワクチン接種の概要をお知らせします。 ☎健康づくり政策課健康指導1係(袋井保健センター) ☎42-7275

医療従事者や重症化の可能性の高い方を優先します

◇国によって示された今回のワクチン接種は、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことや、そのために必要な医療提供体制を確保することを目的に、医療従事者や感染時に重症化する危険性の高い方を優先して行われるものです。感染防止を目的としたものではありませんので、ご了承ください。

◇優先接種対象以外の方へのワクチン接種は、優先接種対象者の接種状況や今後の流行状況、ワクチン供給量などを踏まえ、対応が行われます(方針などが決定され次第お知らせします)。

優先的に接種する対象者 16歳未満の方は保護者同伴。※優先接種対象者証明書は、かかりつけ医で接種する場合は不要です。

	優先順位(①～⑤の順で優先) ※年齢は接種時現在	接種時に必要な確認書類
優先接種対象者	① ・医療従事者(新型インフルエンザの診療に直接従事する方) ・妊婦	・母子健康手帳
	② ・基礎疾患のある方(この中でも1歳～小学校3年生に相当する年齢の方の接種を優先)	・優先接種対象者証明書(主治医が発行※)
	③ ・1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児 ・1歳未満の小児の保護者など	・母子健康手帳または、各種健康保険被保険者証など ・母子健康手帳、各種健康保険被保険者証または、住民票など
	④ ・優先接種対象者のうち、身体上の理由により、予防接種が受けられない方の保護者など	・優先接種対象者証明書(主治医が発行※) ・各種健康保険被保険者証または、住民票など
その他	⑤ ・小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の方 ・65歳以上の方(基礎疾患のある方は②)	・母子健康手帳、各種健康保険被保険者証、学生証または、住民票など ・各種健康保険被保険者証、運転免許証または、住民票

※**基礎疾患のある方**とは、次の疾患・症状で入院中または、通院中の方です。持病があり、現在、入院や通院をされている方は、本人が接種対象者となるか主治医に確認してください。

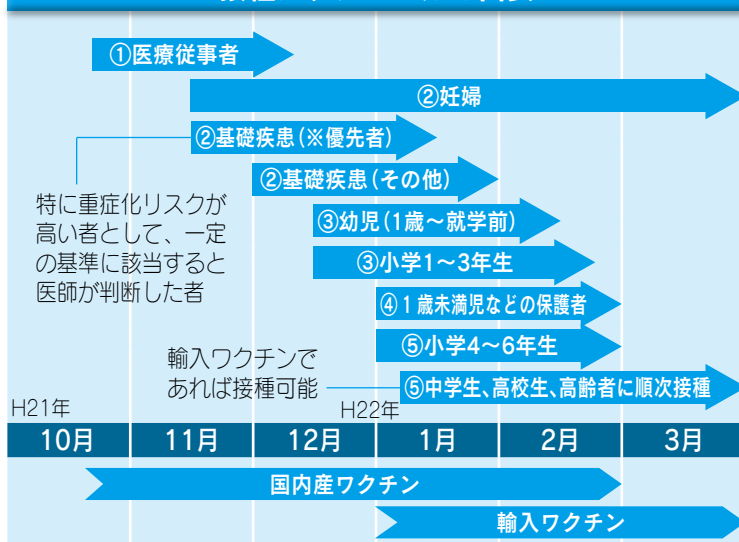
基礎疾患 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患

接種スケジュールと接種場所

ワクチンは、優先接種対象者ごとに設定される接種期間に、市内の診療所(国が契約した受託医療機関)などで接種できます(予約制)。

具体的な時期や受託医療機関については、**市ホームページ**または、**本紙(お知らせふくろい)11月15日号**をご覧ください。か、**袋井保健センター(☎42-7275(土・日曜日・祝日は休み))へ直接、お問い合わせください。**

接種スケジュールの目安



接種までの流れ

①接種スケジュールと接種場所の確認

②**提示書類の用意** 実際に接種を受ける時は、医療機関窓口で上表の必要書類を提示し、本人が優先的に接種する対象者であることを示してください。

③**接種の予約** 接種を実施する医療機関などに接種の予約を入れてください。詳しくは、各医療機関にお問い合わせください。

④**接種の実施** 接種にかかる費用は、1回目3,600円、2回目2,550円(1回目と異なる医療機関で接種する場合は、3,600円)です。

◇生活保護世帯や市民税非課税世帯は、助成制度がありますので、袋井保健センターまでお問い合わせください。

※ワクチン接種に関する情報は、10月19日現在のものです。今後、内容は変更される場合もあります。

パブリックコメントのご意見をお寄せください

市の都市宣言を制定します

制定の背景

平成17年4月の新袋井市誕生から5年目。市では、まちの一体化を祝うとともに、新市としての5年間の振り返り、さらなる発展を目指すため、来年度、市制施行5周年記念事業の実施を予定しています。

都市宣言は、その一環として、市の目指すまちづくりの理念や目標を市内外に示し、広く知っていただくために制定するものです。

都市宣言案の策定

都市宣言については、市内の学識経験者や市民団体・産業団体の代表者などで構成する市制施行5周年記念事業推進委員会(都市宣言検討部会)が中心となって案の作成を進めてきました。

今回、この案に対する市民の皆さんの意見を募集し、その内容を考慮した上で、宣言文を決定します。

制定する都市宣言はこう

制定する都市宣言は、人とまちの健康を願う宣言と世界平和・非核を願う宣言の2つです。

宣言文案 日本一健康文化都市宣言

活力あふれる 日本一健康文化都市

わたしたちは、青く輝く海岸と緑あふれる大地に抱かれて、先人によって築かれたふるさとふくろいを受け継いできました。

この恵まれた地域の中で、心やからだの健康の増進はもとより、健康生活を支える自然や社会環境の充実も、わたしたちみんなの願いです。

わたしたちは、健康意識を高くもち、一人ひとりが力を発揮して、「心とからだの健康」「家庭の健康」「まちの健康」を追求し、わたしたちにつながるすべての人びとを幸せにしていきます。

わたしたち袋井市民は、住んでよかったという幸せを実感できるまちを目指し、ここに袋井市を日本一の健康文化都市にすることを宣言します。

解説

はじめに、青い海と緑の大地という市の地勢を表現しながら、歴史の継承について触れています。

続く二文では、心とからだ、家庭、まちの健康といった広義の健康への願いと

市では、袋井市が目指すまちづくりの理想や目標を市内外に広く知っていただくため、市の都市宣言を制定します。

袋井市都市宣言(案)について、皆さんのご意見をお聞かせください。

☎企画政策課企画係 44-3105

行動を表記しました。

最後に、主語を市民一人ひとりを表す「袋井市民」として、目標実現への誓いをうたっています。

宣言文案 非核平和都市宣言

唯一の被爆国である日本に住むわたしたちには、美しい地球が永久に輝き続けることを願い、世界に向けて核兵器の恐ろしさと平和の尊さを訴えていく使命がある。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和を希求し、袋井市は、ここに非核平和都市であることを宣言する。

解説

広島と長崎で原子爆弾の被爆を経験した日本国民として、忘れてはならない「核兵器の恐ろしさ」と、いつまでも追求していくべき「平和の尊さ」を世界へ訴えていく使命を表記しました。

宣言のテーマに「かんがみ、市民個人ではなく、自治体としての主張として、主語は「袋井市」としています。

また、力強さを強調するために文体を「二ある」調としました。

◇袋井市都市宣言(案)について、皆さんのご意見をお聞かせください。

資料閲覧方法 「袋井市都市宣言(案)」の詳細は、11月26日(木)まで、市役所4階企画政策課、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページでご覧になれます。

意見を提出できる方 市内在住、在勤、在学の方

意見提出方法 ①件名「袋井市都市宣言(案)について」②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送または、ファクス、Eメールで提出してください(様式は問いません)。直接、企画政策課企画係へ提出することもできます。

※電話でのご意見は受け付けません。必ず書面で提出してください。また、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません。

意見募集締切 11月26日(木)必着

☎☎企画政策課企画係 ☎44-3105 FAX44-2131 ✉kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所

ご意見をお寄せください